

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車交通部旅客第二課

(担当) 荻野・津田

(電話) 06-6949-6446

令和6年10月24日

福祉タクシー事業者に事業停止処分

この度、下記の一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送限定）に対して、近畿運輸局が調査を実施したところ、道路運送法等関係法令に違反する事実が判明したため、令和6年10月24日付けで行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者名及び営業所名

事業者名：遠藤 好重（ROSEタクシー）

営業所名：本店営業所（大阪府大阪市此花区）

2. 調査の端緒

関係機関からの情報提供により、運送の引受けを営業所のみにおいて行う輸送に限るとの許可条件に違反している疑いが生じたため。

3. 行政処分（不利益処分）について

(1) 処分内容

道路運送法第40条に基づく事業停止処分

【30日間の事業用自動車使用停止処分（対象車両3両）】

道路運送法第40条に基づく輸送施設の使用停止処分

延べ60日間の事業用自動車使用停止処分

【1両×60日間】

(2) 行政処分の対象となった法令違反及び違反条項

別紙のとおり。

配布先

青灯クラブ

陸運記者会(ハワ)

別紙

【行政処分の対象となった法令違反及び違反条項】

- ①認可を受けずに事業計画（自動車車庫）を変更していた。（初違反）
（道路運送法第15条第1項）

- ②点呼を行った旨の記録に一部不備があった。（初違反）
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項）

- ③業務の記録に一部不備があった。（初違反）
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項、第4項）

- ④日雇い運転者を1名選任していた。（初違反）
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第36条第1項）

- ⑤乗務員台帳が作成されていなかった。（初違反）
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項）

- ⑥乗務員に対する指導監督がなされていなかった。（初違反）
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

- ⑦運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反した。（初違反）
（道路運送法第86条第1項）